

(一社)北海道水産土木協会 会長 様
(一社)北海道森林土木建設業協会 会長 様

北海道水産林務部総務課長

「A I 活用試行工事」の実施について

建設業界においては、働き方改革の推進により時間外労働の上限規制が適用される中、限られた工期内で工事を完成させる必要があり、ICT施工やAI技術等を活用した施工の効率化が求められております。

また、技術者の高齢化や若年層の入職者減少に伴い、人手不足が深刻化するなど、省人化・省力化こうした背景を踏まえ、AI技術の活用を通じて、施工の効率化、品質および安全性の向上を図るため、水産林務部が発注する工事において「A I 活用試行工事」を実施することとし、別添のとおり実施要領を策定したので通知します。

記

1 対象工事

令和8年4月1日以後公告の工事及びこれ以前の発注工事で受注者が希望する工事
ただし、工事施行成績評価を行わない工事は対象外とするが、受注者の取組は妨げない。
(資格区分：水産土木、森林土木、橋梁上部)

2 試行工事の流れ（詳細は、実施要領を確認願います。）

- ①発注者は、対象工事の「特記仕様書」「入札の公告」に必要事項を記載。
- ②契約締結後、受注者が取組を希望した場合、発注者に取組内容を提案し、協議。
- ③受注者は、工事の中で取組を実施し、工事完成時に実施状況報告を発注者に提出。
- ④発注者は、取組が確認できた場合、工事施行成績評価の「創意工夫」で加点評価する。

3 評価する取組

次の条件を全て満たす提案について、工事施行成績評価で加点評価する。

①	工事現場内で行う取組（工場製作のみの工事の場合は、工場での取組も対象とする。）
②	施工関係、品質関係、安全衛生関係に該当する次のいずれかの取組 ・出来形管理や品質管理、施工方法等において業務の効率化を図る取組 ・土工やコンクリート打設等において工事目的物の品質を向上させる取組 ・施工中の安全性を向上させる取組や熱中症対策等、作業員の健康管理に関する取組
③	発注者が費用を計上していない取組
④	工事現場としての実施が確認できる取組
⑤	工事現場の安全や目的物の性能や耐久性等に影響しない取組

4 その他

本取組は、北海道開発局、札幌市と連携し進める取組です。

担当：管理係長 辻真哉
電話：011-204-5454

「AI活用試行工事」実施要領（北海道水産林務部発注工事）

1 目的

「AI活用試行工事」は、建設現場における人工知能（AI）技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図ることを目的とする。

2 試行工事の内容

受注者から工事現場におけるAI技術活用に関する意欲的な取組の提案を受け、その実施が確認できた場合、「工事施行成績評定」において加点評価を行う。

3 適用対象

- (1) 令和8年4月1日以降公告（指名競争入札及び随意契約の場合は「通知」とする。以下同じ。）の工事。（資格区分：水産土木、森林土木、橋梁上部）
- (2) 令和8年3月31日以前に公告の工事についても、受注者の提案により試行可能とする。
- (3) (1)と(2)に該当する工事のうち工事施行成績評定を行わない工事は、試行工事の対象とはしないが、AI技術活用に関する取組を妨げるものではない。

4 評価対象

次の全ての条件を満たす提案について、工事施行成績評定で加点の対象とする。

①	工事現場内で行う取組（工場製作のみの工事の場合は、工場での取組も対象とする）
②	施工関係、品質関係、安全衛生関係に該当する次のいずれかの取組 ・ 出来形管理や品質管理、施工方法等において業務の効率化を図る取組 ・ 土工やコンクリート打設等において、工事目的物の品質を向上させる取組 ・ 施工中の安全性を向上させる取組や熱中症対策等、作業員の健康管理に関する取組
③	発注者が費用を計上していない取組
④	工事現場としての実施が確認できる取組
⑤	工事目的物の性能や耐久性等に影響しない取組

5 実施方法

- (1) 試行対象工事は、入札の公告と特記仕様書に「AI活用試行工事」であることを記載する。（別紙1、別紙2）
- (2) 契約後、受注者が「AI活用試行工事」に取り組む場合、4の評価対象に合致する提案（最大3件まで）を所定の計画書（別紙3）を工事施工協議簿に添付し、工事監督員に提出する。
- (3) 主任監督員は、(2)の提出があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し、評価結果を工事施工協議簿により受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は計画書を再提出できる。
- (4) 受注者は、(3)で提案した内容に取り組むとともに、実施状況が確認できる写真を撮影する。

- (5) 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員に「実施状況報告書」（別紙4）を提出する。「実施状況報告書」には、（4）で撮影した写真を添付する。
- (6) 主任監督員は、「実施状況報告書」により、（3）で提案された内容が適切に実施されていることが確認できた場合、その内容を「施工関係」「品質関係」「安全衛生関係」に分類し、工事施行成績評定の「5創意工夫」の「その他」項目において、それぞれ加点評価を行う。
なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は（3）の提案がない場合には、加点評価は行わない。（減点は行わない。）

6 その他

- (1) この要領は、北海道水産林務部所管工事に適用する。
- (2) 総合評価落札方式の該当工事において、AI活用に関する内容を「技術提案・簡易な施工計画」の技術的所見で評価された内容は、工事施行成績評定で加点評価は行わない。
ただし、試行工事の対象となるため、契約後に所定の計画書（別紙3）を作成し、工事施工協議簿に添付のうえ、工事監督員へ提出すること。
- (3) ICT活用工事においてAI技術を活用した場合は、ICT活用工事で加点したうえで、更にAI活用試行工事としても工事施行成績評定で加点評価を行う。
- (4) NETISに登録されているAI技術を活用した場合は、新技術の活用で加点したうえで、更にAI活用試行工事としても工事施行成績評定で加点評価を行う。
- (5) 品質管理や出来形管理を対象とする取組を行う場合は、従来の品質及び出来形管理の補完または高度化することを目的としてAI技術を活用すること。
- (6) ChatGPT等を用いた施工計画書や施工協議簿の作成等の文書作成に関する取組は、対象外とする。
- (7) 5（2）の計画書の作成は、水産林務部総務課ホームページの様式を使用するものとする。
- (8) 各（総合）振興局は、前項により作成された提案内容を集計し、水産林務部総務課へ報告する。

別紙1

●一般競争入札の場合

【入札の公告の記載内容】

令和8年4月1日以降公告の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に、次のとおり記載すること。

入札の公告 記載例

『1. 入札に付する事項』に以下を追記する。

-
- (番号) 本工事は、受注者の提案によるAI技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図る取組を推進する「AI活用試行工事」の対象工事である。
- 契約締結後、受注者は当該工事において、AI技術活用に関する取組を発注者に提案・協議し取組を実施することができる。
- 協議した取組の履行が確認できた場合は、工事施行成績評定の加点を行うこととする。
- 本試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

●指名競争入札、随意契約の場合

【指名通知等の添付内容】

令和8年4月1日以降に通知の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に、次の記載内容を指名通知等に添付する。

「AI活用試行工事」について

本工事は、受注者の提案によるAI技術の活用を通じて、施工の効率化や品質の向上、安全性の向上を図る取組を推進する「AI活用試行工事」の対象工事のため、次の事項を承知の上、競争入札に参加してください。

1. 契約締結後、受注者は当該工事において、AI技術活用に関する取組を発注者に提案・協議し取組を実施することができる。
2. 協議した取組の履行が確認できた場合は、工事施行成績評定の加点を行うこととする。
3. この試行に係る費用については、原則、受注者の負担とする。

別紙2

特記仕様書 記載例

次の記載内容は、令和8年4月1日以降公告の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に適用する。

AI活用工事について

1 試行の実施について

本工事は、受注者の提案によるAI技術活用に関する取組を推進する「AI活用試行工事」の対象工事である。

2 試行の内容について

契約締結後、受注者は当該工事において、AI技術活用に関する取組を提案・協議し取組を実施することができる。

実施要領及び計画書様式（別紙3）については、北海道水産林務部総務課ホームページで確認すること。

URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/O3kanrig/kanri_group.html

3 試行の実施について

受注者が本取組を実施する場合は、

- ① 計画書を作成し、この計画書を工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議する。
【注意】計画書（別紙3）については、電子データ（Excel）で提出すること。
- ② 主任監督員は、①の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。
- ③ 受注者は、前項で提案・協議した内容に取り組みむとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- ④ 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、③で撮影した写真を添付する。
- ⑤ 主任監督員は、「実施状況報告書」により、②提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、その内容を「施工関係」「品質関係」「安全衛生関係」に分類し、工事施行成績評定の「5創意工夫」の「その他」項目にそれぞれ加点評価を行う。
（ただし、工事施行成績評定を行わない場合を除く。）
なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は②の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。

4 試行の費用について

本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

AI活用試行工事 計画書

受注者

〇〇振興局

水産課、林務課又は森林室

〇〇建設（株）

工事番号

123

工事名

〇〇工事

<計画>

取組内容（最大3件まで（※））

（1件目）

（2件目）

（3件目）

（※） 工事施行成績評定での評価は、実施された取組を「施工関係」「品質関係」「安全衛生関係」の項目に分類し、各項目で実施した場合は、それぞれの項目で加点点評価する。

（注）各項目での複数評価はしない。

- ・ 集計のためセルの結合、挿入、削除は行わないでください
- ・ 受注者は、この計画書を工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議してください。
- ・ 主任監督員は、提案内容が実施された場合、工事施工成績評定で加点できる内容であるか確認し、受注者に回答してください。

別紙4

実施状況報告書 様式

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工事名			
項目	工事特性・創意工夫・社会性等 (いずれかに○)	評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図・写真等)			

※1 説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

※2 工事特性については、都市部等や厳しい自然条件への対応状況が確認できる資料を添付すること。
また、創意工夫及び社会性等については、その目的や効果がわかる資料を添付すること

記載例(契約済み工事宇打合せ例)

工 事 施 工 協 議 簿

[指示 ・ 承諾 ・ 協議 ・ 確認]

工 事 名		決裁権者			主任 監督員	監督員
受注者名				会社責任者等	現場 代理人	主任技術者等
協議年月日						
	記 載 者	内 容				
協 議 事 項	(主任) 監督員	「AI活用試行工事」について				
		1) 本工事については、「AI活用試行工事」の対象工事である。				
		2) 取組を希望する場合は、「AI活用試行工事 計画書」(別紙3)を作成し、工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議すること。				
		3) 取組を実施した場合、「実施状況報告書」(別紙4)に実施状況が確認できる写真を添付し、工事施工協議簿と共に工事監督員に提出すること。				
合 意 事 項	受注者 現場 代理人	AI活用に係る取組を希望する。				
協議簿最終取交し日		協議簿通し番号		No.		